

国際法務戦略から見た法曹養成 —中国・韓国に後れる日本—

【主催】ロースクールと法曹の未来を創る会
（代表理事：弁護士 久保利 英明）

《シンポジウムの概要》

当会では、2019 年 1 月 11 日、「国際法務戦略から見た法曹養成—中国・韓国に後れる日本—」と題して、2019 年のシンポジウムを開催いたしました。

21 世紀に入ってから日本の司法政策は混乱を続けてきました。「法曹人口の大幅増」を謳い、法科大学院制度を導入したにもかかわらず、「弁護士の就職先がない」などという根拠のない話をもとに、司法政策は、司法試験合格者を減らす方向に大きく転換しました。一時 2500 人に近づいていた合格者数が 1500 人にまで減らされ、多くの中小の法律事務所や企業、各種団体は、弁護士を採用できなくなっています。「弁護士の就職難」などという極めて国内的な事情（しかも確たる根拠もない）で司法政策を転換した日本に対し、お隣の中国・韓国は、まったく異なる政策をとっています。

今回のシンポジウムでは、韓大元先生（中国人民大学法学院教授、中国憲法研究会会長、中国法学教育研究会常務副会長。）、金昌禄先生（慶北大学法学専門大学院教授、韓国法史学会会長、法学専門大学院教授協議会共同代表。）をお招きして、それぞれの国の法曹養成を中心とする司法政策のあり方を解説いただき、当会理事も交えたトークセッション等で今後、日本がどのような司法政策をとるべきかを議論しました。

(1) 中国における法曹養成

中国では、優秀な学生がロースクールに入学して弁護士、将来的には検事や裁判官、そして政治家になることで中国において法治社会を実現することを目指して国家的に法曹養成に取り組んでいます。

中国の歴史として、弁護士の性質は、「国家本位主義」から「社会本位主義」そして現在「当事者本位主義」と変遷し、「当事者にリーガルサービスを提供する執業者」としての役割を担っています。

そのため、国民の権利及び自由を保障するという国民からの期待が次第に高まっており、弁護士の数を増やして、より充実したリーガルサービスを提供するように毎年多くの弁護士を養成しています。

そして、この取り組みについては、既存の弁護士においても、自国の弁護士が増えることについて支持しており、当事者である弁護士においても、優秀な弁護士を数多く養成して、法治社会の実現を目指しています。その中で、中国では、律師学院という学校を設立して、理論的な法律知識だけでなく、実務の橋渡しとなるように、弁護士と連携した教育も施され、国際法関連の試験科目もあり、国際競争力をつけるための制度が築かれています。

現在中国は WTO の加盟により、経済のグローバル化におけるリーガルサービス市場への影響によって、弁護士も国際競争力を向上させることを課題として掲げており、日々法曹養成に積極的に取り組み、弁護士の数も日本に比べてはるかに多く増員を図っています。

(2) 韓国における法曹養成

韓国では、ロースクールの設置を事実上許可主義にしており、入学人数も制限しています。

そして、その入学者の選別においても、学部成績、適性試験だけでなく、外国語能力を活用して、法学に関する知識を評価する試験は実施されていません。（なお、日本のロースクールでは、既修者コースとして法律科目試験を実施しています。）また、非法学士及び他の大学出身者がそれぞれ入学者の 3 分の 1 以上にならないとされています。このように、韓国では多様な人材がロースクールに入学

できる環境を整備し、実際に放送通信大学、独学士（独学によって学士を取得した者）、サイバー大学、生涯教育振興院出身の合格者が輩出されています。

韓国では、法曹養成制度の中心軸を「試験による選抜」から「教育を通じる養成」へと転換し、「法学専門大学院における充実した教育と資格試験としての弁護士試験」というプロセスを通じて法律家を「養成」しています。そして、弁護士試験は、「法律家としての基本的な素養及び資質を評価する試験として法学専門大学院の教育課程を履修した場合比較的難しくなく合格できる」試験として明確に位置付けられています。この取り組みにより、韓国の学生は、司法試験予備校での勉強から、ロースクール入学に必要な成績を得るために勉強をして、ロースクールに入学してから司法試験の教育を受けています。韓国のロースクールでは、平均 5 倍の倍率を推移しており、多いところでは 9 倍の倍率となっているところもあります。（なお、韓国よりも人口の多い日本では平均倍率は 2 倍となっています。）

そして、ロースクールでの教育を経て、弁護士試験を受験する学生のうち、約 50%が合格しており、日本の司法試験平均合格率約 25%と比較しても高い合格率で、合格者数も約 1600 人（韓国では、現行の司法試験と弁護士試験が実施されており、司法試験合格者数と併せると約 1800 人が法曹資格者となっています。）と日本の人口の約半分であるにもかかわらず、日本を上回る数の合格者を輩出しています。この結果、弁護士の数が増え、政府、公企業、地方自治体、地方議会、大学、国際機構など弁護士の職域は新しい領域へ拡大しています。

このように、韓国では、ロースクールの入り口の部分で多様な人材を募集し、日本の人口に比例すると毎年約 3200 人が弁護士の資格を取得しています。そして、職域も拡大することで国際社会の競争にも負けない体力を国の制作として取り組んでおり、将来国際社会での活躍が期待されています。

(3) トークセッション

トークセッションでは当会理事の久保利、岡田、後藤を交えて、国際社会における法曹養成について議論しました。この議論で、韓先生、金先生ともに、国際社会で活躍できる法曹を養成することが中国及び韓国での課題として掲げて、その課題克服のために取り組まれているとのことでした。そして、韓国では、日本の人口に比例して多くの合格者を輩出したことで、新しい職域へ拡大し、政府としても弁護士増員について抑えるのではなく市場に任せるという形で、法曹養成を行っている状況にあります。一方で、中国では、数が問題なのではなく、その弁護士の質を問題として、弁護士の少ない地域ヘリーガルサービスを以下に提供するか、それぞれの地域（マカオ、香港など）が一体となって弁護士の役割を果たすこと、そして国際社会において役立つ人材を育てていくことで中国として国際競争力の高い法曹養成を行っている状況にあります。

このように、日本の隣国である中国及び韓国では、既存の弁護士像にとらわれない国際社会で活躍できる幅広い人材を養成するために国を挙げて取り組んでいます。

アジア諸国での法曹養成がこのような状況にある中、日本では、知識偏重型の司法試験は変えずに、法学部も残したまま法科大学院に在学中に司法試験を受験する資格を得させる動きがあるなど、本来法科大学院を設立した多様な人材を法曹にするという理念からかけ離れた制度改悪をしようとしています。このような状況では、日本は国際社会から取り残される恐れも大いにあります。

日本の法曹養成制度は、国内の議論ではなく、もっと広い視点から、理念に則った法曹養成を議論していくべきであって、将来の日本の法曹養成を真剣に考えるべき転換期にあります。

目 次

【日時】 2019 年 1 月 11 日

【場所】 日比谷コンベンションホール（大ホール）

- 1 開会のあいさつ 【P 2】
ロースクールと法曹の未来を創る会
常務理事 青山学院大学法務研究科 教授 後藤 昭
- 2 講演
(1) 「中国における律師（弁護士）養成制度」 【P 4～P 9】
中国人民大学法学院 教授 韓 大元 先生
(2) 「韓国の『ロースクール・システム』」 【P 9～P 17】
慶北大学法学専門大学院 教授 金 昌禄 先生
- 3 パネルディスカッション 【P 17～P 21】
中国人民大学法学院教授 韓 大元 先生
慶北大学法学専門大学院教授 金 昌禄 先生
ロースクールと法曹の未来を創る会
代表理事 弁護士 久保利 英明
副代表理事 弁護士 岡田 和樹
常務理事 青山学院大学法務研究科 教授 後藤 昭
- 4 閉会のあいさつ 【P 21～P 22】
ロースクールと法曹の未来を創る会
理事 早稲田大学大学院法務研究科 教授 須網 隆夫

1 開会のあいさつ（ロースクールと法曹の未来を創る会 常務理事 後藤 昭）

21 世紀の初め日本は法曹養成の仕組みを根本的にあらためて、これで世界に打って出ようというはずでした。しかし、最近の法曹養成をめぐる議論は内向的、かつ消極的になり、我々はもっと世界に目を向ける必要があると考えています。

世界に目を向けるとすれば、まずは日本の近隣諸国、中国や韓国でどうなっているのか。どのような法曹養成制度が築かれているのかということをもっと私たちがしっかり認識し、日本の法曹養成制度と比較して日本の今の問題点を考えてみるのが非常に重要だと思います。

今日は法曹養成、法曹教育に非常に熱心に取り組んでいる中国人民大学の教授の韓大元先生、慶北大学の法科大学院の教授の金昌禄先生にそれぞれの国の法曹養成をお話しいただいて、我々と日本の法曹養成制度と比較しながら国際法務戦力を議論したいと思っています。

2 講演*

(1) 中国における弁護士（弁護士）養成制度（中国人民大学法学院教授 韓 大元 先生）

◆ 中国における弁護士の変遷

◇ 「弁護士」という言葉の変遷

中国では日本という弁護士のことを律師といいます。「律師」という言葉は、中国の古代で仏教用語として使われており、「経師」や「論師」に対応するものとして、現在の弁護士とは少し内容と理念が違いました。なぜなら、中国では伝統的な東アジア社会において訴訟をする人はあまりいいこととされておらず、訴訟をする人を助けることも同様に考えられていました。古代中国では、訴訟をする人を助ける専門家として「訟師」という言葉がありますが、この言葉が現代の弁護士に近いと思います。

◇ 近代中国の弁護士教育の勃興

今中国の弁護士制度が発達しているのは、100 年前に列強の治外法権を撤廃するために清の政府が西洋の経験を学ぶ中で、中国の法律に関して近代化するには、弁護士制度を確立することが必要だと考えたことがきっかけにあります。その結果、中国で初めて京師法律学堂、今のロースクールを設立して、いろいろな科目の中で民事訴訟や刑事訴訟を教えるときに必ず、この中で最も重要な理念は西洋社会の弁護士制度にあるということを教えてきました。

特に 1906 年に沈家本という、中国の近代法律の改革のリーダーをした人が日本やドイツからいろいろな弁護士制度を勉強して、中国の刑事、民事訴訟の基礎としました。そのときに刑事民事訴訟法の中に初めて弁護士、中国の律師という言葉が登場して、そこが中国の近代の弁護士教育の始まりとなりました。

◇ 中華民国時代（1912-1949 年）の弁護士教育

中国で最初に弁護士連合会が設立されたのは 1912 年です。これが最も重要なきっかけになって、弁護士に対する国民の期待もますます増えて、中国の近代化の先駆けとなりました。

中国は 1949 年に新しい政権ができて、1950 年代から中国共産党も弁護士に対する認識が深まって、中国の弁護士制度をつくろうといういろいろな努力がありました。しかし、政治の問題や中国の文化大革命など、

* 講演内容は韓先生及び金先生のご発言をもとに作成しています。

政治のいろいろな運動があって、しっかりした弁護士制度をつくる、こういうチャンスはありませんでした。

◇ 新中国弁護士教育の発展

中国で初めて弁護士法を制定して、弁護士制度をつくったのは1987年です。そして、中国の改革開放政策を始めたのは1988年です。こういう改革と同じ時期に弁護士制度ができて、初めての弁護士条例や、1996年に弁護士法という法律ができて、2年前の2017年に弁護士法を新しく改正して、今の中国の弁護士制度は中国の弁護士法を基盤として築かれました。

◆ 中国における弁護士の性質及び社会的役割

◇ 弁護士という職業の性格の変化

1980年から弁護士の条例があって、当時の弁護士は国家の工作者、あるいは、中国の公務員みたいな国のための身分を持っている弁護士でした。その後改革をして、今の弁護士法では弁護士は当事者にリーガルサービスを提供する執業者であるとされました。自由なリーガルサービスを当事者に提供する、これが今の法律の性格です。

弁護士の性格の変化を見たら、中国が国家本位主義から社会本位主義、今は当事者本位主義という過程を経て、自由な弁護士の仕事となってきました。

◇ 弁護士（律師）の社会的役割

法律では弁護士の役割を第1に弁護士は委託または指定を受けて、当事者にリーガルサービスを提供する執業者として、当事者の法的な権利を守る。第2は法律の正確な実施を保障する。第3に弁護士の仕事を通じて、社会の公平、正義を擁護しなければならない。このような社会的な役割が法律で明確に規定されています。

この役割を拡大解釈すれば、弁護士は当事者のリーガルサービスを通じて、まず社会的な公平と公正を守ることになり、国民が一番期待しているのは社会的な公正、公平、平等、自由とか国民の人間の人権を守ることになります。

弁護を受ける権利は中国憲法では国民の基本的な権利であって、中国で弁護士の基本的な役割は憲法の価値を弁護活動を通じて実現することにあるため、公権力の濫用によって、当事者、人民、国民の人権又は権利が侵害された場合に弁護活動によって国民の権利を救済します。

弁護活動によって人権または権利の救済が受けられることが国民にとっては大変重要な憲法に対する信頼であるため、弁護士が弁護活動を通して国民に憲法は信頼できるものであって、公権力は濫用することができない、ということを示すことが法律の規定以上に一番重要な弁護士の役割です。

◆ 2017年法律ビジネスデータ統計／2017年法律業務データ統計

中国の弁護士はどういうふうに当事者のために役立つか。2017年の統計を見たら、1年間の訴訟事件が465万件で、その中で刑事訴訟の代理が68万4000件、民事訴訟の代理が381万8000件、行政訴訟の代理が15万3000件となっています。これが弁護士の役割としての成果です。これこそ国民の人権または権利を保護するための刑事訴訟、民事訴訟ということになります。

その同じ年に公益の法律サービスをする。訴訟以外に法律の援助や調停に参加して、いろいろな事件

を解決する、弱者のための無料の法律サービスは 322.8 万件ありました。これも国民にとっては大変重要な問題制度です。

2017年法律ビジネスデータ統計

類別	数量
全国の各種訴訟事件	465万件
刑事訴訟弁護と代理	68.4万件
民事訴訟代理	381.8万件
行政訴訟代理	15.3万件
非訴訟法律事務	89.4万件
党政機関、人民団体、企業所のために法律顧問を務める	61.7万家

2017年法律業業況データ統計

公益法律サービス総数	322.8万件
法律援助案件	57.8万件
参与接待信訪案件	23.4万件
参与調停	11.6万件
参与都市執法事件	4600件
弱者のための無料法律サービス	98.7万件
村・町内会のために法律顧問を務める	55.3万个
農村の法律相談サービスを提供する	230万件

◆ 弁護士の開業評価

弁護士は国民からはどういうふうに評価されているか、具体的な資料はありませんが、国民の弁護士に対する評価は、2015 年の 30%から 2016 年の 20%に落ちました。弁護士の職業倫理に対する国民のアンケート調査で 2015 年の 30%から 23%に落ちて、国民の弁護士に対する評価がますます下がるのではないかという、統計もあります。

◆ 2015-2017 年弁護士指標の評価分布

2015 年から 2017 年の弁護士指標の評価分布の資料を見たら、数量や職業道徳倫理の指標はあがっていますが、専門的水準は下がっています。2 年間の数字を見たら、好評の数字は 33%から 40%、40%から 50%と増加しているため、国民の信頼は上がっていることが分かります。ただ、弁護士の専門的水準は 61%から 51%と下がっています。国民の権力意識は高く、弁護士に対する期待も高いため、専門的な要求も高くなりますが、その要求に比べて専門的なリーガルサービスは十分に提供できていない可能性があります。また、職業道徳倫理に対しては 32%から 2016 年は 38%で 2017 年は 50%で、高くなっているため国民の信頼はあがっていることを示していますが、残りの 50%は倫理に対しては続けて不満があるということを示しています。

2015-2017年弁護士指標の評価分布

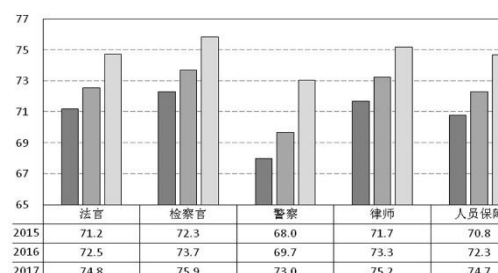
弁護士指標	2015			2016			2017		
	好評	中評	差评	好評	中評	差评	好評	中評	差评
数量	33.50%	36.30%	30.20%	40.70%	36.00%	23.30%	50.40%	35.70%	13.90%
専門的水準	61.40%	22.50%	16.00%	51.30%	37.60%	11.20%	51.60%	39.20%	9.20%
経歴倫理	32.30%	26.30%	41.40%	38.10%	44.90%	17.00%	50.00%	38.10%	12.00%
弁護士の選任保障	42.40%	28.40%	29.20%	48.40%	33.00%	18.70%	50.70%	37.60%	11.70%

◆ 2015-2017 年判事、検事、警察、弁護士の評価比較／2015-2017 年人員保障指標における得点の変化

2015-2017年判事、検事、警察、弁護士の評価比較

人事保障指標	2015年			2016年			2017年		
	好評	中評	差评	好評	中評	差评	好評	中評	差评
判事	41.70%	25.80%	32.50%	44.00%	33.40%	22.60%	50.80%	33.00%	16.20%
検事	44.20%	30.20%	25.60%	45.80%	38.90%	15.30%	54.10%	35.20%	10.70%
警察	31.80%	26.90%	41.30%	31.40%	37.00%	31.60%	42.00%	38.40%	19.60%
弁護士	42.40%	28.40%	29.20%	48.40%	33.00%	18.70%	50.70%	37.60%	11.70%
人事保障	40.00%	27.80%	32.20%	42.40%	35.60%	22.10%	49.40%	36.10%	14.50%

2015-2017年人員保障指標における得点の変化



弁護士と検事、警察を比べて評価する表について、基本的には弁護士が 44%で、裁判官よりはちょっ

と国民からの評価が高いということが言えます。これは裁判官と検事、警察、弁護士の人員保障指標における得点の変化です。基本的には弁護士は71点で、裁判官、警察より高く、信頼が置けると評価できます。

◇ 弁護士側が弁護士制度改革をどう評価するか

弁護士側から今の弁護士の制度、あるいは、法学教育に対してはどのように評価するかですが、現在36万5000人の弁護士がおり、将来的には40万人になります。

しかし、中国の人口に比べれば、40万人でもその国民の需要にこたえるには足りません（アメリカでの弁護士1人に対して9000人の国民を基準にすれば、中国では100万人の弁護士が必要になります。）この需要からすれば、誰でも弁護士として働くことができ、弁護士としてのパワーも上がるため、弁護士側からは弁護士の増員に反対する声は少ないと考えられます。

◆ 中国弁護士教育の基本形式

2017年12月弁護士や律所の統計

◇ 中国における弁護士の規模

2017年12月時点の中国の弁護士は36.5万人で、2016年よりは11.5%毎年毎年増えているため、現在は約40万人います。一方で、事務所は2.8万で、毎年8.3%増加しています。

弁護士総人数	36.5万
2016年より成長	11.5%
法律事務所の総数	2.8万
2016年より成長	8.3%

◇ 法学院（法学部に相当）における弁護士教育

かつては人民大学や北京大学の主要な大学の学生は公務員になりたい人が多かったですが、5年前からこれが変わって、優秀な学生は弁護士を目指すようになりました。

中国のロースクールは、アメリカのシステムをモデルにしており、受験資格を①大学の法学院（全日制）を卒業し、かつ法学士及びそれ以上の学位を有する者、②法学院以外の学院（全日制）を卒業し、かつ法律修士・法学修士及びそれ以上の学位を有する者、③法学院以外の学院（全日制）を卒業し、かつ学士及びそれ以上の学位を有し、かつ法律業務を3年以上従事する者、のいずれかの要件を満たす者に与えています。これは、本来の学部生と法学修士、学問のための法学修士はそれぞれ残しながら改革したものになります。

ロースクールでは毎年毎年たくさんの卒業生を養成して、司法試験に参加して弁護士になるルートとロースクール以外に専門的な弁護士の学位を持って専門家が教育をして、学生さんが司法試験を受けて弁護士になるというルートを作っています。

◇ 大学における弁護士（律師）学院の専門家教育

元のロースクールでは理論的な教育をしていました。この場合、弁護士事務所においても少なくとも1年か2年これを再び勉強しなければなりません。そこで、大学で弁護士学院をつくって、弁護士になりたいという学部生と修士を代表して、1年前に大学で弁護士としての実務的な教育をするのがいいのではないかとということになりました。そして、7年前に人民大学の弁護士学院を設立しました。現在は30校の弁護士学院があります。

弁護士学院では専門的な弁護士理論だけでなく、どういうふうな考えをするか。どういうふうに法的思考力を訓練するか。どういうふうに法学と法律事務を大学でこれを組み合わせるか。それから、理論から弁護士実務への橋渡しをして、学生さんがちゃんと弁護士の考え方を倫理から知識まで身に付けることができます。

◆ 中国における弁護士職業資格試験及び執業許可律師資格試験

◇ 弁護士職業資格試験形式における変化

【審査により確立される律師資格（1980-1986 年）】

1980 年から 1986 年までは審査によることになっていました。このときは試験制度がなく、審査によって必要な弁護士に資格を与えることになっていました。

【全国統一の弁護士資格試験（1986-2001 年）】

第 2 の段階では全国の統一の弁護士試験を行って、1986 年から 2001 年までは弁護士になりたい人は必ず弁護士試験に合格する必要がありました。

【国家統一司法試験（2002-2017 年）／国家統一職業資格試験（2018 年-）】

第 3 段階目の制度は 2002 年から 2017 年まで国家統一の司法試験。弁護士だけの試験からの裁判官、検事を国家が統一に試験をする司法試験です。こういう制度もいろいろ問題がありまして、去年から新しい制度ができました。それが国家の統一の法律職業資格試験です。

これは基本的には中国では専門というのは検事、判事、弁護士が必要だといって、昔の試験はある程度効率性を持っていましたが、中国の法治国家を建設するという動きに比べては効率性が足りない、問題があると判断されて、新しい制度を投入されました。

◆ 国家統一法律職業資格試験の合格率

2010 年以降 40 万人が出願して、参加者が 35 万人(2010 年)、38 万人(2011 年)、33 万人(2012 年)、合格した人数は 8 万人(2010 年)、6 万人(2011 年)、8 万人(2012 年)と合格率は基本的には 23% となっています。

新しい制度では、1 回の試験で選択式試験、主観的論述試験 2 つの内容で行われました。選択式試験では 60 万人が出願して、受験者は 48 万人、合格人数は 18 万人、合格率は 37.50%、選択式試験に合格した人が論文試験を受験することができて、17.82 万人が受験して、合格人数は 2 万人、合格率は 11.22%でした。

国家統一司法試験 年間合格率（2002-2017）				
年	応募者数	受験者数	合格人数	合格率（%）
2010	40万	35万	8万	23.19
2011	43万	38万	6万	17.80
2012	40万	33万	8万	25.45
2013	43万	35万	7万	20.00
2014	45万	35万	7万	20.00
2015	48万	37万	6万	16.21
2016	59万	44万	6万	13.64
2017	65万	50万	9万	18.00
国家統一法律職業資格試験の合格率（2018年）				
年份	応募者数	受験者数	合格人数	合格率（%）
2018（選択式）	60万	48万	18万	37.50
（論述式）	18万	17.82万	2万	11.22

◇ 国家統一法律職業資格試験制度

【試験参加者／受験の学歴条件】

裁判官、弁護士、あるいは、行政機関で法律をつくっている一切の法律関係者はみんながこの試験に参加して、資格を取らなければならないことになります。これが新しい制度です。昔は大学を卒業したら、全員司法試験に参加することができましたけれども、専門家になるためには大学のロースクールの卒業生が基本になります。ロースクールを卒業しないと試験に参加できません。なお非法学修士（ロースクール卒業以外）でも、法律修士の試験をして、3年間の法律を勉強すれば、司法試験に参加することが可能です。

【試験内容】

現在はロースクールで講義する18科目の内容が弁護士試験として試験科目になり、この中では優秀な弁護士になるための素養として法律史、法制史、法律の倫理、道徳、司法制度、中国の法治理論も入っています。司法試験の内容とロースクールの教育の内容をつなげることが重要視されています。

【試験方式—選択式試験（客観式）・論述式試験（主観式）】

試験の方式は選択式試験及び論文試験に分かれており、選択式試験に合格した場合に論文試験に参加することになっています。選択式試験は基本的な概念、基本的な知識を問うもので、論文試験は判例を中心とするものです。そのため、ロースクールの学生は理論を勉強するとともに、判例を分析する考え方を養成しています。

◆ 中国における弁護士（律師）教育の挑戦及び展望

今の課題は弁護士の数が社会発展や要望に比べて満たない、40万人では満たないということです。50万人、60万人と続けて増えることが必要とされています。

また弁護士の不均衡という問題もあります。北京や上海、広州では素晴らしい弁護士が数多くいますが、経済が発展しない地方では弁護士の数が足りません。伝統的なリーガルサービスには積極的に参加するのに対して、新しいリーガルサービス、例えば、AIやスポーツ、IT等については、弁護士が身に付ける知識がないため、その分野に参入は積極的ではありません。そのため、これからの経済のグローバルによるリーガルサービスの市場への影響を受けて、中国の弁護士制度もロースクール制度も必ず変化しなければなりません。

特に中国は現在WTOの加盟国で、WTOの規定によって中国のリーガルサービスのマーケティングを開放しなければなりません。40年の中国の法治改革を通して、中国国民は未来に対していろいろと期待を持っています。しかし、その中で一番重要な未来は中国の弁護士制度がもっとリーガルサービスのマーケットを開放して、さらに力を持って、中国の法治が発展することが中国の国民の未来への期待ではないかと思っています。

(2) 韓国のロースクール・システム（慶北大学法学専門大学院教授 金 昌禄 先生）

◆ 韓国「ロースクール・システム」の導入

◇ 背景

韓国では2つの背景によって、このシステムが導入されました。

まず1つは、試験による選抜制度の相対的な機能不振ということを挙げることができます。韓国では2017年に司法試験制度が完全に廃止されました。この司法試験制度につきましては、元々様々な問題点が指摘されており、体系的な法学教育を受けたことを試験資格として求めていなかったため、それが問

題でした。また、定員制の選抜試験制度を導入していました。それは大法院に設置された司法研修員での画一的な研修が行われていたということが問題点として指摘されてきました。その結果、大勢の若者が合格率3%前後の試験を長期受験することによって、国家的な人力消費がもたらされました。さらに、大学の学部教育が荒廃化、すなわち豊かな教養に基づいた問題解決能力を持つ法律家の養成は不可能であるという、そういう問題点が指摘されました。

そして、2つ目の背景は国際化への対応です。1990年代に入って、韓国で国際化にうまく対応ができる弁護士たちの育成というものが大きな課題として登場しましたので、その対応のためにも新しい制度が必要でした。

こういった背景から、ロースクールが導入されました。

◇ 導入の過程

日本より早く1995年ごろからロースクールをめぐる議論が始まりましたが、2007年になって法学専門大学の設置、運営に関する法律が制定され、2009年に25のロースクールが開校しました。それから、2009年の8月ごろに弁護士試験法が制定され、システムが完成しました。

◇ ロースクール制度の概要

韓国ロースクール制度の概要を見ますと、日本と似ている部分もありますが、違う部分もあります。まず、設置認可基準を満たしても国が認可しないことができ、事実上、許可主義を採っています。また、韓国では法律の施行令に設置認可において、地域間均衡を考慮すべしという要件が定められております。

総入学定員という、アメリカや日本にもない独特な制度があり、教育部長官が法院行政処長および法務部長官と協議をして、前もって全国に設置されるロースクールの定員の総数を決めるという制度があります。

これは問題だと思いますが、2009年に2000人に決まってから、今現在まで変化がありません。

そして、個別のロースクールの入学定員も150人を上限としています。また、法学専門大学院を設置する大学は学部を廃止しなければなりません。そのため、25の大学では法学部がありません。ロースクールを設置しなかった大学の場合は法学部が残っていますが、その規模はあまり大きくありません。

また、修学年限は韓国では既習者コースがなく、すべての学生が3年以上在籍しなければなりません。

入学選考はいろいろな要件がありますが、法学部に関する知識を評価する試験を活用してはいけないという規定があります。また、入学定員の5%以上を身体的、経済的、社会的弱者のための特別選考によって選抜しなければなりません。

II. 韓国「ロースクール・システム」の導入

3. ロースクール制度の概要

	韓国の法学専門大学院
認可の方式	認可主義（事実上許可主義）
地域間均衡	設置認可において地域間均衡を考慮すべし
総入学定員	教育部長官が法院行政処長および法務部長官と協議して決める。ただしあらかじめ国会に報告すべし。2009年から現在まで2,000人。
個別入学定員	上限150人
法学部	法学専門大学院を設置する大学は廃止すべし
専任教員	最少20人／教員：学生＝1：12以下
実務家教員	弁護士または外国弁護士の資格を持ち5年以上実務に従事したもの／専任教員の1/5以上
修学年限	3年以上／既習者コースなし

	韓国の法学専門大学院
入学選考	学部成績・適性試験・外国語能力を活用すべし。社会活動・奉仕活動の経歴を活用できる。法学に関する知識を評価する試験を活用してはいけない。
特別選考	入学定員の5%以上を身体的・経済的・社会的弱者のための特別選考により選抜
奨学金	授業料の20%以上
非法学士など	非法学士および他の大学出身者がそれぞれ入学者の1/3以上にならなければならない。
評価機関	大韓弁護士協会所属の評価委員会
実務修習	各職域別に実施／弁護士開業のためには6ヶ月間の法律事務に従事するか、または大韓弁護士協会による修習課程を履修することが必要

さらに授業料の 20%以上を学生たちに奨学金として戻さなければならないという要件もあります。評価機関は大韓弁護士協会、日本の日弁連に当たる機関ですが、そこに第三者評価委員会があり、この評価機関は韓国の場合、1 つのみです。

実務修習は各職域別に実施するというようになっており、判事になる場合は法院で、検事になる場合は検察で、弁護士になる場合は開業のために 6 か月間の法律事務に従事するか、または、大韓弁護士協会による修習課程を履修することが必要になっています。

◇ 弁護士試験制度の概要

弁護士試験の目的は弁護士に必要な職業倫理や法律知識など、法律事務遂行能力を検定する試験として位置付けられています。韓国の場合、司法試験のときは日本と同様に判事、検事、弁護士の能力を検定する試験として位置付けられていましたが、それが弁護士試験に変わりました。

試験資格は法学専門大学院修士学位の取得、あるいは、取得予定の者で、法曹倫理試験もあり、法曹倫理科目の履修が受験資格として求められています。5 年に 5 回以内で受験することができます。

試験の方法は選択型および論述型の筆記試験になりますが、選択型と論述型の試験を問題を混合して出題しなければならないとなっています。それから、公法、民事法、刑事法以外に専門法律科目を 1 つ試験することになっていますが、それは論述型のみで実施します。

合格者決定の方法は、筆記試験の試験期間と同時に、または、それ以前に実施された法曹倫理試験に合格した者のみを対象とするため、法曹倫理試験に合格しなければ、弁護士になることはできません。論述型の満点を選択型の満点の 300%に換算して、合算した総得点によって決定することになっています。なお、合格点は法律に定められておりません。

法曹倫理試験は、毎年 1 回以上実施されまして、合格、不合格のみを決定します。満点の 70%以上を得点すれば合格することができます。

経過措置として 2017 年まで司法試験を実施しましたが、日本と異なり、法学専門大学院に入った人、法学専門大学院を卒業した人は司法試験の受験ができませんでした。

◆ 韓国「ロースクール・システム」の意義と成果

◇ 意義

【「新しい法律家」の養成のための国家的な合意】

ロースクールの意義として、新しい法律家の養成のための国家的な合意というものを挙げることはで

II. 韓国「ロースクール・システム」の導入

4. 弁護士試験制度の概要

	韓国の弁護士試験
目的	弁護士に必要な職業倫理や法律知識など法律事務遂行能力を検定
ロールクールとの連携	法学専門大学院の教育課程と有機的に連携して実施すべし
所管機関	法務部長官
実施回数	毎年1回以上
受験資格	法学専門大学院修士学位の取得（予定）／法曹倫理試験は法曹倫理科目の履修
受験期間および回数	5年5回以内
試験方法	選択型（記入型を含む）および論述型（実務能力評価を含む）筆記試験／選択型と論述型を混合して出題／専門法律科目は論述型のみ
試験科目	公法、民事法、刑事法、専門法律科目

	韓国の弁護士試験
合格者の決定	筆記試験の試験期間と同時にまたはそれ以前に実施された法曹倫理試験に合格した者のみを対象／論述型の満点を選択型の満点の300%に換算して、選択型と論述型の点数を合算した総得点によって決定
配点	民事法科目の満点は公法・刑事法科目の満点の175%、選択科目の満点は40%
最低ライン	各科目の満点の40%
法曹倫理試験	毎年1回以上実施／合格・不合格のみを決定／合格に必要な点数は満点の70%
予備試験	なし
経過措置	2017年まで司法試験実施。ただし、2017年は2、3次試験のみ／法学専門大学院の修士課程に在学または休学中の者や法学専門大学院で修士学位を取得したものは司法試験の受験ができない。

きます。2004 年に司法改革委員会の建議文で、韓国ロースクールシステムの青写真が描かれました。

建議文では、1 回の試験の結果に依存する現行の制度、つまり、司法試験制度ですが、それは変化した時代状況の求める望ましい法曹人を選抜するのには多くの問題点や限界があり、21 世紀の法治国家を支える将来の法曹人は良質の法的サービスを提供するために豊富な教養、人間と社会に対する深い愛情や理解、自由、民主、平等、正義を目指す価値観に基づき、健全な職業倫理観と専門的な知識や能力を身に付け、世界的な競争力や多様性を兼備しなければならないが、現在の制度によってはそれができない。だから、法学専門大学院を設置して、その教育課程を充実に履修した者が法曹人として進出できるようにしなければならないということが書かれていました。

要するに、韓国のロースクールシステムは以前の司法試験制度が多くの問題点や限界を持っているという判断に基づいて、21 世紀の法治国家を支える将来の法曹人、変化した時代状況の求める望ましい法曹人を養成するための新しい法曹人養成、および、選抜制度として導入されたものです。これは設置・運営法にもその趣旨が反映されております。

韓国のロースクールシステムは 1995 年から 3 つの政府にわたって 10 年以上の議論の末に導き出された国家的な合意の産物で、国家的次元で推進する改革課題として位置付けられております。これも設置・運営法にその趣旨が定められています。

【「試験による選抜」から「教育を通じる養成」へ】

意義の 2 つは試験による選抜から教育を通じる養成へと変わったということです。法律家養成制度の中心軸を司法試験時代の試験による選抜から教育を通じる養成へと画期的に転換させたということがロースクールシステムの意義です。

過去を問わず、合格率 3% の試験に合格さえすれば、法律家の資格を与える時代から法学専門大学院における充実な教育と資格試験としての弁護士試験というプロセスを通じて法律家を養成する時代への転換です。充実な教育のために厳格な設置認可基準を設定し、周期的な自己評価と評価委員会の第三者評価を受けることにしました。

また、資格試験のために弁護士試験は法律家としての基本的な素養および資質を評価する試験として、法学専門大学院の教育課程を充実に履修した場合、比較的難しくなく合格できる資格試験として明確に最初から位置付けられました。弁護士試験法にもその趣旨が定められています。

◇ 成果

導入後 10 年がたった今、すでに多くの変化があったと言えます。まず学部教育の正常化です。司法試験の時代には法律家になろうとする学生たちは予備校で受験勉強をしなければなりませんでしたが、今はロースクールに入らなくては法律家になれないので、ロースクールに入るために自分の専攻を講義室で勉強することになりました。

次に多様な出身、専攻の法律家を輩出できるようになりました。司法試験合格者と法学専門大学院入学者を比較してみますと、輩出する大学の数は増え、上位 10 校の占める比率は減りました。それから、放送通信大学などの出身者は増えています。これは多様な出身の法律家が輩出されることになったということの意味します。

また、韓国では地方大学および地域均衡人材の育成に関する法律というものがあり、非首都圏のロースクールは入学定員の一定比率以上、10% から 20% を当該地域の地方大学の卒業者から選抜しなければならないことになっています。これも多様性を増加させる結果を生み出していると言えます。

次は新しい職域の開拓です。韓国も日本と同様に、法律家たちは裁判所、法院の周囲だけにいました。今は職域が拡大し、社会のいろいろな分野へ進出しています。

それから、身体的、経済的、社会的弱者の法律家進出が増加しています。ロースクールの奨学金の比率は基準としては20%以上、実質的には37.6%、または、特別選考による選抜者は基準としては5%以上なんですけど、実質的には6.25%になっています。特別選考選抜者が第1回から第4回までの弁護士試験を通じて、317人が弁護士資格を得ているという結果が出ています。

◆ ロースクール入試の倍率

2009年から2019年までのロースクールの倍率は、平均で5倍程度で、年度別に変化がなく、韓国ロースクールシステムが安定的であるということを示す1つの表といえます。

倍率	学年度											平均
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
平均	6.84	4.48	4.82	4.98	4.26	5.59	5.25	4.70	4.84	5.19	4.71	5.06
最低	3.38	2.91	2.15	3.17	3.30	3.35	2.93	2.79	3.28	2.86	3.03	3.01
最高	9.85	6.76	7.58	8.70	7.40	9.75	9.23	9.68	10.5 3	10.1 3	8.87	8.95

◆ 韓国「ロースクール・システム」の課題

◇ 革新的な課題としての「数の統制」

韓国のロースクールシステムは学事運営の充実化、ロースクール教員に対する実質的な評価制度の整備、教員相互の協力など、多くの課題を抱えています。しかし、私から見れば、システムの意義を生かすために何よりも緊急に解決しなければならない課題は、司法試験時代の負の遺産と言えます数の統制という呪縛を解くこと。これが一番重要な課題です。

【総入学定員の廃止】

まずは総入学定員というものです。これは韓国の独特な制度で、2009年から今現在まで総入学定員は2000人ですが、なぜ2000人なのか。それに対して、韓国政府が出した根拠は、「総入学定員を2000人にする場合、法曹1人当たり人口数は2021年になると2006年のOECD平均水準に到達する展望である。」、これだけです。なぜ韓国は2021年であって、OECDは2006年なのか。合理性が全くありません。

この総入学定員という制度により、大学側に無限競争を強いました。韓国の設置認可基準によれば、アメリカのロースクール、日本のロースクールの大部分は韓国では認可を受けることはできません。それぐらい高い基準になっています。

総入学定員を2000人にすることで、その基準を満たす大学の数、総入学定員の数が増え、2000人を超えると困るということで、前もってハードルを高くしたという、そういう面があるわけです。それで授業料が上がったという、そういう結果になりました。

一方、総入学定員制度は設置認可が終わった後は寡占の特権をロースクール側に保障しています。進入の障壁ができましたので、ほかの大学は入ることができないわけです。そのため質のための競争ではなくて、量的な競争だけを韓国のロースクールはやっているという、そういう問題もあります。また、総入学定員によって放送ロースクール、夜間ロースクールなど、多様なロースクールの模索の可能性も遮断されています。

私の考えとしては、入り口での数の統制である総入学定員を廃止して、設置認可基準と授業料を引き下げ、よりよい教育のための競争を促し、多様なロースクールのための空間を広げることが望まれていると思います。

【弁護士試験の正常化】

2 番目は弁護士試験の正常化です。ロースクールシステムが試験から教育への転換のために導入された以上、弁護士試験は法律家としての基本的な素養および資質を評価する試験として、法学専門大学院の教育課程を充実に履修した場合、比較的難しくなく合格できる試験になるべきです。

しかし、今の韓国の弁護士試験は司法試験よりももっと重い試験になっています。三択型の試験の科目が増えました。また、選択型試験が実質的に合格、不合格を決めてしまう、そういう変な結果になっています。

また、専門法律科目が 7 つありますけれども、韓国では認可の過程ですべてのロースクールに対して特性化求められ、東アジア法や海洋法などに特性化したロースクールが多くあります。しかし、こういう科目は専門法律科目には入っていません。そのため、ロースクールに入った学生たちは別にロースクールの授業とは関係なしに試験科目を勉強しなければいけないという、そういう変な状況もできています。より深刻なのは、勉強試験が資格試験ではなくて、司法試験のような定員選抜試験として運営されていることです。

さらに、合格判定は弁護士試験管理委員会に一任されており、合格点が定められていません。その委員会が提示している基準は、総入学定員の 75%以上ということで、総入学定員は 2000 人と決まっているため、1500 人と決まっています。最初から受験可能な人々は 2000 人と決まっている以上は、これはただ定員が 1500 人だよということを示す基準でしかありません。今の韓国の試験は定員制選抜試験であるわけです。

◆ 弁護士試験の結果

第 1 回から第 7 回まで受験者数はどんどん増えてきましたが合格者数は減りました。第 1 回のときは 87% だったのが 2018 年の第 7 回のときは 49% まで落ちました。一方、合格点は増えています。これは数を統制するから、こういう結果になったと言わざるを得ません。

もしこれから弁護士試験を定員 1500 人の定員制選抜試験として運営すれば、合格率はだいたい 50% 前後に収斂すると予測されています。これはロースクールシステムの司法試験化が固定的なものになることを意味すると言うことができます。

私の考えとしては、出口での数の統制を廃止して、弁護士試験を合格が終わりではなく、合格が出発である資格試験として運営すること。つまり、弁護士試験法に合格点を明記して、選択型試験を全面廃止するか、憲法、民法、刑法に限って実施し、また、総得点における反映比率を下げることで、選択科目を廃止し、ロースクールでの科目履修によって代替させることなどが望まれているというふうに思います。

これに関して、弁護士試験管理委員会が去年の 11 月に弁護士試験改善方案というものを発表しました。その内容を見ますと、試験場の増設、出産した女性の場合、受験機会を 1 回追加すること、試験日以前 6 か月のうちに形成された判例は出題対象から除外すること、選択型試験の科目を憲法、民法、刑法に縮小すること、専門法律科目の試験を廃止する代わりに、ロースクールでの単位履修を義務化する方案を検

討することなどが提示されています。しかし、合格点をどうするかに対しては改善方案が出されておりません。試験管理委員会は法曹、判事、検事、弁護士を中心に構成されています。そこでは弁護士試験法を完全な資格試験として運営するつもりはまだないということが反映されている法案であると考えられます。

* 弁護士試験の結果

	第1回 (2012)	第2回 (2013)	第3回 (2014)	第4回 (2015)	第5回 (2016)	第6回 (2017)	第7回 (2018)
受験者	1,665人	2,046人	2,292人	2,561人	2,864人	3,110人	3,240人
合格者	1,451人	1,538人	1,550人	1,565人	1,581人	1,600人	1,599人
合格率	87.15%	75.17%	67.62%	61.10%	55.20%	51.45%	49.85%
合格点	720.46点	762.03点	793.70点	838.50点	862.37点	889.91点	881.90点

* 満点は1,660点。

◆ 弁護士の数

2001年の4940人から2018年の12月時点で2万5838人になり、ロースクール制度の導入により、韓国の弁護士の数が急増しました。

地方会	弁護士の数											
	01.2	03.7	05.9	07.8	08.9	09.8	11.2	12.6	14.1	14.12	15.11	18.12
ソウル	3,227	4,123	4,701	5,770	6,297	6,846	7,667	8,516	10,500	11,700	15,069 (2,391)	19,106 (3,206)
議政府 (京畿北部)			150	169	185	203	219	231	258	280	354 (40)	433 (61)
仁川	132	187	247	276	278	300	334	343	396	441	524 (49)	659 (77)
水原 (京畿中央)	252	344	371	438	469	513	558	605	675	770	959 (153)	1,208 (251)
江原	62	69	67	74	78	82	84	91	112	132	159 (20)	200 (42)
忠北	70	77	70	78	73	80	90	102	131	146	183 (25)	216 (39)
大田	178	201	223	245	261	282	309	305	368	400	491 (59)	645 (95)
大邱	294	313	331	340	336	342	359	386	437	501	588 (55)	723 (83)
釜山	269	310	319	340	340	368	389	415	504	574	758 (111)	982 (149)
蔚山	43	52	70	78	87	95	107	115	140	154	184 (15)	217 (23)
慶南	114	128	136	145	145	150	164	184	228	256	305 (34)	377 (46)
光州	171	191	193	216	217	220	244	257	297	339	476 (71)	611 (116)
全北	99	102	97	109	111	113	120	135	169	204	256 (30)	322 (50)
済州	29	30	30	31	36	36	37	40	53	57	89 (18)	139 (27)
合計	4,940	6,127	7,005	8,309	8,913	9,630	10,681	11,725	14,268	15,954	20,395(3,071)	25,838(4,265)

* 2015、2018年の括弧のなかの数字は「休業・未開業」

** ソウルの占める比率(%) : 65.3 / 67.3 / 67.1 / 69.4 / 70.6 / 71.1 / 71.8 / 72.6 / 73.6 / 73.3 / 73.9 / 73.9

首都圏(水原まで)の占める比率(%) : 73.1 / 76.0 / 78.1 / 80.1 / 81.1 / 81.6 / 82.2 / 82.7 / 82.9 / 82.7 / 82.9 / 82.8

◆ 新規の弁護士資格取得者の数

司法試験の場合は試験に合格した後、2年間の研修を終えた後に弁護士の資格を得るため、2020年に55人となっていますが、これは2017年に司法試験に合格した人で、その人が2018年に司法研修に入って、司法研修が修了するのは2020年です。

弁護士試験ルートの場合、弁護士試験が2012年に始まり、このルートの場合には試験に合格するとその時点で弁護士資格を取得します。

* 新規の弁護士資格取得者の数

年度	司法試験ルート	弁護士試験ルート	合計
2011	1,005	0	1,005
2012	997	1,451	2,448
2013	814	1,538	2,352
2014	707	1,550	2,257
2015	506	1,565	2,071
2016	306	1,581	1,887
2017	204	1,600	1,804
2018	153	1,599	1,752
2019	109	?	?
2020	55	?	?
2021	0	?	?
合計	4,856	10,884	15,576

◇ 司法試験の存置と予備試験の導入の問題

司法試験の廃止が迫ってきた2013年ごろから、一部の弁護士から、また司法試験の受験勉強をする人々から、経済的な弱者のためにという名分のもとで、司法試験を存置するか、予備試験を導入すべしと称する、そういう主張がありました。司法試験の存置の主張は、経済的な弱者のためにという名分のもとで主張されたんですけども、司法試験の実態が、決して経済的弱者のための試験であり得ないということ。それがはっきりしましたので、議論の中で反論にぶつかり、収まりました。

また、予備試験導入論は、韓国は日本より遅くロースクールシステムを発足させたことによって、日本でも予備試験をやるのだから我々も予備試験を導入しようという主張がありましたが、日本の予備試験の実態が韓国に伝わって、その主張も収まりました。韓国で司法試験が復活する可能性はないと思います。また、予備試験の導入が現実になる可能性も、どうも低い。そういう意味では、韓国のロースクールシステムは安定化しています。

韓国のロースクールシステムの導入は、10年あまりの議論の末に導き出された国家的な合意に基づいて、試験による選抜から教育を通じる養成へと、法律家養成制度の基本原則を画期的に転換させようとする、革命的な課業であります。導入後10年がたっている今、韓国のロースクールシステムは、すでに少なからず成果を上げていますし、相当安定化していると言えます。

しかしながら、長い歴史を持つ旧制度の負の遺産である数の統制に対処すること、つまり総入学定員という入り口での数の統制を廃止すると同時に、定員制選抜試験という出口での数の統制を排除し、弁護士試験を文字通りの資格試験として運用することを、構造的な課題として、掲げていると私は思っています。

◆ 終わりに

最後に、韓国における弁護士からのロースクールシステムに対する態度を見せたのか、議論の段階で最初から反対しました。その理由は、数が増えるということでした。また、導入後は司法試験を存置すべしという主張をしました。その理由は、我々がその試験を通じて弁護士資格を得たから。私が理解する限りでは、それが真の理由だったと思います。

しかし、弁護士たちのそういう主張は、韓国では通りませんでした。韓国では、弁護士の資格を得るために、判事、検事になるためには、必ずロースクールに入らなければいけません。一本化したことで、韓

国のロースクールシステムは、一部の弁護士たちが反対するとしても、これからも安定的に運営されるだろうという予測はできます。私としては、ロースクールをよりロースクールらしいものにしたいという希望を持っております。

3 パネルディスカッション

パネリスト：

中国人民大学法学院教授 韓 大元 先生

慶北大学法学専門大学院教授 金 昌禄 先生

ロースクールと法曹の未来を創る会

代表理事 弁護士 久保利 英明

副代表理事 弁護士 岡田 和樹

常務理事 青山学院大学法務研究科 教授 後藤 昭

岡田 韓国では、新しい司法試験制度になって、それまで 6 万人から 8 万人ぐらいが合格していましたが、2018 年の司法試験制度からは 2 万人に減員されたということでしょうか。

韓 選択式試験の受験者数 48 万人のうち合格者は 18 万人で合格率は 37.50%です。この 18 万人のうち論文試験を受験したのは 17 万人で合格者数が 2 万人なので、選択式試験の 18 万人を基準にした場合 2 万人の合格者となります。しかし、選択式試験の受験者数 48 万人を基準にした場合、最終合格者は実際には約 11.5 万人になります。そのため、従前の合格者数に比べて合格者数は増えているかと思います。

岡田 韓国でも新制度導入前の 2012 年には 2500 人近い合格者数ですが、新制度導入後の 2018 年からは 1700 人となっているため合格者数の減員が図られたということでしょうか。

金 弁護士試験ルート of 資格取得者の数はあまり増えてないため、傾向としては合格者数が減っているということになりますが、司法試験ルートが廃止されたことで、弁護士試験のルートからどれぐらいの取得者が出るかということにかかっています。

◆ 国家戦略として国際化において弁護士の役割とはどういったものか

岡田 国際法務戦略から見た法曹養成制度という観点から、中国の弁護士がアフリカの法律を一生懸命勉強しているという報道もあり、中国でも国際戦略の一環としてどういう弁護士を育てていくかということを、かなり国家戦略として考えているかと思います。韓国も同様に日本よりはるかに国際化が進んでいる部分もあると思います。両国での弁護士の役割というものを、どう位置付けているのでしょうか。

韓 中国では毎年 11% 弁護士が増えています、37 万人の弁護士の中で中国の法律だけでなく外国の法律にも詳しい国際的な弁護士の人数 5000 人程度と少ない状況です。WTO 加盟や国際社会の法律のマーケティングを拡大することが積極的ではなく、どのように国際的な弁護士を養成するかが中国の課題です。

ある背景には、中国は 2001 年に WTO に加盟して、WTO の要求では、中国はあと 2 年か 3 年後では、中国の国内のリーガルサービスに関するマーケットを開放しなければならないとされています。中国の国

際課のための発展的な市場経済のためには、国際的な弁護士養成が一番急務だと考えてもいいと思います。

金 韓国の場合、ロースクール制度の導入の 1 つの背景が国際化への対応というものでありました。旧制度の司法試験合格者に比べ弁護士試験の合格者の方が国際化の対応能力は優れていると思います。

ただ、国際かという観点でロースクールの入学選考においては、必ず外国語能力を活用しなければならないということになっていましたが、弁護士試験の合格率が下がることに伴い、受験勉強を重視するようになり、その勉強の間に英語力は下がっていきました。そのため、ロースクールの教育においても国際化というものがどんどん後退しています。

実際、当初 3 年間で外国語の授業を 20 個以上開設すべしという要件がありましたが、今現在は 10 個に減らされて、国際化への対応ができる法律家の養成も難しくなっています。

◆ 法曹志望者を増加または維持している要因とは何か

久保利 日本ではロースクール志望者が年々減少して定員割れしているところもありますが、韓国や中国では今も多く法曹志望者を維持できている要因は何でしょうか。

金 韓国では弁護士の数があまりにも多いと言う声が既存の弁護士からもあります。弁護士団体は、1 年の弁護士資格取得者を、日本と比べて 600 人ぐらいにまで減らすべきだという声もあります。しかし、韓国のロースクールシステムは、後に戻ることにはできないため、現在の水準での増加は避けたくても避けられない状況にあります。

既存の弁護士の主張からすればロースクールの倍率は下がるところですが、実際倍率は 5 倍を維持してほとんど変わっていません。この倍率が維持されているのは、収入は過去に比べて減ったことは考えられますが、弁護士の資格を得たことで、いろいろな職域で働くことができていることを意味しています。

数が増えると職域の開拓ができます。数を抑えた限りではそれができないので、数を政府が決めるわけではなくて、市場に任せるという方法でいくべきであって、法曹養成の考えの中心は数ではなくて、どういう法律家が我々に必要なのが議論の中心になるべきであると思います。制度の変化が既成概念の変化を誘導することにつながると思います。

韓 中国の状況は、韓国と異なり、法律の市場の需要が高まっていて、人口と対比しても弁護士の数は足りないため、そのニーズに伴って法曹志望者も増加します。ただ、一方で弁護士の数よりも、国際的で、もっと質の高い弁護士を養成することも課題です。また、チベットや雲南省など地方の弁護士の数と北京や上海など都市部の弁護士の数に格差があることも問題です。法治国家の実現のためには、格差を是正する必要があります。地方との格差を是正しつつ、国際的な弁護士を養成することが中国の課題です。

今、中国の政府は新しい国家の戦略として、マカオと香港の新しい地域で新しい制度を作ろうとしています。現行の弁護士制度をどのように統一するのか、それぞれの地域、マカオの弁護士、香港の弁護士、大陸の弁護士を同一の弁護士とすることが、我々にとっては創造的な制度なのです。これを超えて、新し

い弁護士になることも中国では今考えています。

◆ 弁護士の職域が拡大していることについて具体的にどこに顕われているのか

後藤 職域の拡大は実際どのような場面で見られる傾向でしょうか。

金 伝統的な訴訟業務をやっている弁護士も、その数が増え、法律事務所の規模も大きくなりつつあり、中央の弁護士の数が増えています。それから、大学で弁護士を採用し、一般企業や労働組合も弁護士を採用しています。また、韓国では判事の場合は法曹一元化されていますので、韓国では10年の法曹経験があった人の中から判事を任命するという制度が導入されていますので、新たな経験を持った人々が判事になるという構造になっていて、今までの法律家とは、規模や概念そのものが変わりつつある最中であるということができます。

◆ 司法試験に合格して、弁護士として登録しない人はどのような仕事をしているのか

岡田 資格試験に通っているけど、弁護士以外の仕事についている方は、どういう仕事をされているのでしょうか。

韓 国家の統一の法律資格試験を通じた人の中に、どのぐらいの人が弁護士になるか、詳しい資料はありませんが、例えば9万人の人が通過したときに、弁護士になるのは、だいたい35%ではないかと思います。判事、裁判官の職歴があれば箔がつくので、何年か後で裁判官から検事、裁判官から弁護士になる人数は、中国では増えと思います。

また、中国では今、新しい政策として、一切の政府機関、中央政府と地方政府機関は、政府公式の弁護士を待たなければならないとされています。さらに、会社側が市場経済で社会的な地位の維持や自分の会社の利益のため、予防法務を行う会社の社内弁護士を雇うということもあります。

中国の弁護士事務所は2.8万ほどありますが、10人以下の事務所は全体の61.8%で、1.7万の事務所、10人から30人までの事務所は390件で、だいたい31.5%を占めています。100人以上の事務所は200件あまりで、1%に満たないくらいです。中国では事務所が多いんですが、30人から50人で、10人以上の事務所が中心です。

◆ 韓国や中国の企業は、弁護士のあり方や質に関心があるのか

岡田 経済界、日本の大きな企業を中心とする会社の方からは、別に弁護士を増やせという声は、少なくともあまり直接的には聞こえてこないです。個人的にいろいろ話をすると、英語のできる弁護士、中国語のできる弁護士、あるいは韓国語のできる弁護士がいなくて困っているということは言いますが、海外に行けば海外の法律事務所を雇えばいいということも聞きます。中国や韓国の企業、大きな会社は、弁護士の在り方、質にある程度関心を持っていろいろ意見を言っているのでしょうか。

韓 中国は毎年弁護士の人数が増えている背景として、かつて会社は事件が起こった後で弁護士に連絡していましたが、今は、社会的、法律的なリスクを予防するためにお金を払って弁護士を雇っています。実際小規模以上の特に大きな会社は、一般的な弁護士ではなく能力の高い弁護士に依頼しています。最

近起こった、大きな会社での国際的な法律紛争でも、事件が起きたときには、能力・料金の高い弁護士がうまく紛争を解決します。今の中国の会社は基本的には弁護士が欲しいので、そのニーズに伴って弁護士が増えるのも客観的な状況ではないかと思います。

金 韓国の経済界は法曹養成に対してほとんど関心がありませんでした。日本の場合は、経済界がまず要求した面がありますよね。しかし、韓国の場合は、司法改革の議論の中で、経済界はほとんど意見を示さず、経済界を代表して委員会の委員だった人は、ほとんど発言もしませんでした。それは、過去の経済の構造と関係があると思います。

つまり、韓国は財閥中心であって、財閥の経済は、合理性によってではなくて政府との関係の中で運営をしています。問題が生じると、韓国では昔、前官礼遇という奇妙な制度があって、前職の判事とか検事を弁護士として雇用して、彼らの影響によって問題を解決する傾向がありましたので、そのせいか、司法制度の改革、法曹養成制度に対してはほとんど関心がなかったわけですが、最近はちょっと変わっているみたいです。サムスンの場合も大勢のロースクール出身の弁護士を毎年採用している。それから、企業の中で弁護士の比率がどんどん上がっている。今まで弁護士の採用ができなかった企業も、弁護士を採用する。そういう現象があります。

また、韓国で経済の面でも民主化が進んでいますので、今前のやり方では、企業を運営することはできない、効率性を保たなければならないということで、そういう面でも、弁護士の企業への進出は、どんどん進んでいるということはいえます。

◆ 日本の弁護士からの意見

久保利 韓国の法曹養成制度は素晴らしい、よくそこまで考えて、日本の失敗を全部学んで本当に素晴らしいと思っていました。金先生はいつも人数を制限しているこの制度はよくないと仰っていますが、人数を 1500 人ぐらいで抑えているから、ある意味で言うと非常に順調に大勢のロイヤーが育ってきているところもあるのかと思います。

日本のように人数を制限するわ、中身は制限するわ、いろいろなことをやってくると、むしろロースクール制度を壊してしまうことになる。一方で韓国は、法曹養成制度を壊さない限度で、しかし、増員は確保するという点では、非常にクレバーな制度ではないかと思います。国際的な弁護士が欲しいというのも、韓国と日本は同じなのです。なぜなら、英語、中国語で国際弁護士はやらなければいけない。韓国語、日本語で国際弁護士はあり得ない。中国は、皆が中国語を勉強してくればいいのだと言うと、これで国際弁護士は十分自前でまかなえる。あとはアメリカに留学する、ロンドンに留学するという人たちが一定程度いればいい。

日本は、中国に留学しなければいけない。アメリカに、ロンドンに留学しなければいけない。そうでないと国際弁護士になれない。こういう中で、国際弁護士をたくさんつくるためには、英語や中国語ができる大勢の人たちを弁護士にしなければいけないという点では、増員が絶対必須だというのは、韓国と日本の特殊性だろうと。中国は中国で、国際弁護士と考えたときに、韓国と日本は同じ問題に直面している。

そのときに、韓国が日本の人口で言うと 5000 人に相当する人たちをキャパとして集めていこうという政策に対して、日本はそれを 1500 人で抑え、場合によったら 1000 人に抑えろというばかな弁護士会が

あるというのを考えると、本当に今日は日本の古手の弁護士たちに「ざまあみろ」と言ってやりたい。韓国はそれでスタートしています。中国は、日本とはまったくレベルの違う話ですから、これはこれで素晴らしいことだけど、日本語は中国語のように通用するわけではないのだから、というふうにも言ってやりたい。ありがとうございます。私は本当に勇気をいただきました。感謝いたします。

後藤 中国はスケールが違うなという印象はありますが、そこで法治主義の徹底のために弁護士がもっといなければいけないということが、共通の理解になっているということは重要なかなと思いました。この勢いで中国が法曹養成をしていったら、日本の弁護士は生きていけるのか心配をしました。

韓国は、日本と同じような議論もありますが、それを突破してきているわけです。抵抗があっても、それを乗り越えてやってきている。ソウル大学の法学部もつぶしてしまったわけで、日本で東大の法学部をつぶせるのかと、そういうことを考えると、その突破力は学ばなければいけないのではないかという気がします。

岡田 我々がこの活動を通して司法試験合格者の増員を弁護士会に言っても、賛成する人はほとんどいませんし、経済界からも大した声も出ない。唯一可能性があるとするれば、よくも悪くも日本は中国と韓国と仲が悪いというのか、対抗していますよね。中国や韓国が充実した制度にしようとしているのに、日本はこのままで大丈夫なのかと、今の政権党にもそういうアプローチなら効き目があるのではないかとということで、今日のシンポを企画しました。その期待に違わぬお話をいただいて、私どもとしては、今日のお話を記録して、さらに勇気を持って日本の未来のためにもこれからさまざまな活動をさせていただきたいと思います。

4 閉会のあいさつ

ロースクールと法曹の未来を創る会

理事 早稲田大学大学院法務研究科 教授 須網 隆夫

須網 日本の法曹養成の現状というのは非常にお寒いものでして、特に一番問題なのは制度の中自体から、その制度をだんだんよくしていく方向での力がわいてくるダイナミズムがまったくなく、ときがたてばたつほど制度全体が劣化して、現在、風前の灯という状態になっているわけです。特に最近、2つのテーマが法曹養成の点では語られています。

1つは、法科大学院はもともと法学部とは別の組織として作り上げられたものですが、全体がうまくいかない中で、法学部と法科大学院の連携を深めるという大義名分のもとに、学部には法曹コースというものを設置して両者の連結を図っていくという考え方がまず1つ。2つ目は、法科大学院を卒業して初めて司法試験を受けられるというのが今のシステムですけれども、在学中、卒業する前に、具体的に言えば3年生になった夏前の時期に司法試験の受験ができるようにしようという在学中受験制度。この2つが現在議論されておりまして、おそらく今年の春の通常国会で、それを実現するための法案が出てくることになるだろうと思います。

これらの制度改革が実現しますと、実は当初の理念というものはまったく捨て去られたことになるわけです。法科大学院というのは名前としては存在しますが、最初の考え方とは似ても似つかないものに変質していくことになってしまうわけです。このような法曹コース、在学中受験をあわせた法曹養成制

度がもしできれば、いったいどういうことになるかという、先ほど両先生のお話をお聞きしながら考えておりましたけれども、中国に比べて著しく少ない弁護士が、韓国と異なって法律だけを勉強して、試験のみで選抜されていく。これが日本の法曹養成制度の近未来像として非常にあり得る像だということになると思います。

そのような法曹の1つの基礎として、まさに日本の社会がその上に成立してくる。いったいどういふに我々はこれを受け止めたらいいのだろうかということだと思います。もちろん LAW 未来の会は、このような動きに対して反対しておりまして、昨年の秋から関係各方面のロビイングなど、一定の活動をしております。今日のこの企画もその一環ですし、今後さらに春以降、反対運動を強めていきたいと思って、いろいろ準備をしております。

今日お集まりの方々には、ぜひこのような LAW 未来の活動にもあたたかいご支援をいただいきたいと心からお願いして、私の最後のごあいさつとさせていただきます。今日来ていただきましたお二人のご報告者の方々、それからパネリストとしていろいろご発言いただいた方々に、最後に皆様の方からもう一度拍手をしていただいて、本日の会を終わらせていただきたいと思います。皆様、本当にご参加どうもありがとうございました。

終